第7回グリーンイノベーション WG

議事概要

- 1. 日時: 平成 22 年 12 月 22 日 (水) 9:30~10:57
- 2. 場所:永田町合同庁舎 第1共用会議室
- 3. 出席者:
- (委員)安念潤司、石川和男、伊東千秋、伊藤敏憲、大上二三雄、佐藤泉、澤昭裕、福島秀男、 松村敏弘、渡邊佳英(分科会委員)

(政府) 園田大臣政務官

(事務局) 松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、野村企画官

- 4. 議事概要:
- ○船矢参事官 皆さんおはようございます。

本日は御多用中お集まりいただきありがとうございます。

本日は小川委員、杉山委員、角南委員が御欠席でございます。また、石川委員は遅れて御参加される予定です。

分科会委員としては、渡邊委員に御出席いただいております。

冒頭、園田主査から一言お願いいたします。

○園田主査 おはようございます。

年末で大変お忙しいところ、各委員の先生方にはお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

前回の第6回のグリーンイノベーションWG以降、再生可能エネルギー検討会については2回、スマートコミュニティ検討会については1回、3R検討会は3回ということで、委員の皆様方には積極的に開催をしていただきまして、また活発に御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。年末になりましたけれども、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと思っております。

そして、前回の WG 以降、規制・制度改革に関する政府の動きを少しだけ御紹介させていただきたいと存じます。

11月29日でございますけれども、経済産業大臣が議長を務めております国内投資促進円卓会議におきまして、「日本国内投資促進プログラム」が策定されたところでございます。この中では企業立地を阻害する規制項目について行政刷新会議で方針を決定するようにということで要請されたところでございます。そのうち土壌汚染対策法の見直しにつきましては、現在グリーンイノベーションWGにおいて取り組んでいただいているところでございます。

また、内閣官房の地域活性化統合事務局が担当しております総合特区において行う規制・制度改革については、地方公共団体などから大変強い提案をいただいておるところでございまして、これに基づいて各省に検討要請をいたしたところでございます。これらの項目の中には全国一律に推進すべきものもあります。逆に当分科会において検討中の項目の中には特区で推進すべきものもあり

得るところでございます。

分科会長であります平野副大臣がこの規制・制度改革担当事務局を担当しているところでございますし、一方で地域活性化統合事務局でも担当しておられるところでございますので、この連絡調整を密にこれからしっかりととっていきたいと思っておりますし、とっているところでございます。

そして、再三皆様方にも御案内をさせていただいておるところでございますけれども、民主党でも成長戦略・経済対策プロジェクトチームの下に設置されております総合特区・規制改革小委員会において大塚前分科会長を筆頭といたしまして、党としての改革推進の立場からも検討を行っているということでございます。また、閣議決定事項のフォローアップについても精力的に取り組んでいただいているということでございますので、そういった面では私どもとも方向性を一にしながら取り組んでいただけるものではないかと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、皆様方には本当精力的に御審議をいだたいておりまして、心から感謝 申し上げたいと思っております。こうした政府と党の動きを追い風にしながら、これからもしっか りと取り組んでまいりたいと思っておりますので、年末年始で大変お忙しいとは存じますけれども、 引き続き委員の皆様方には御尽力、御審議のほどお願いを申し上げたいと存じます。よろしくお願 い申し上げます。

○小田審議官 ありがとうございました。

なお、この後、園田主査は所用がございますので、一度席を外れますが、また **10** 時半ごろにお 戻りになるということでございます。あらかじめ御承知おきください。

それでは、議事に入ります前に、御参考までに12月16日に開催されました分科会につきまして、 2点御報告をさせていただきます。

1点目は検討分野の追加でございまして、農林・地域活性化WGにおきまして、水産関係の規制・制度改革についても検討を進めるということにいたしました。その関係で構成員といたしまして、政策研究大学院大学の小松正之教授に新たに加わっていただくことになってございます。

2点目でございますが、アジア経済戦略、金融などの検討分野につきましては、この分科会で審議が行われております。こちらは人材、物流・運輸、金融、IT、住宅・土地の5分野でございますが、それぞれの取りまとめの委員から検討状況の報告がございまして、意見交換が行われました。これらの分野につきましても、当WGを含めた3WG同様に今後継続的に審議をしていただき、来年3月の閣議決定を目指すこととなってございます。

以上、分科会関係の御報告でございます。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の議事次第でございますが、3つの分野がございます。再生可能エネルギー、スマートコミュニティ、3Rそれぞれの個別検討会の検討結果を踏まえまして、それぞれの分野の改革の方向性と個別検討項目を中心に御審議をいただきたいと考えております。

まず議題「2.改革の方向性、検討項目について」でございます。お手元の資料1に「グリーンイノベーションWGにおける改革の方向性」がございますが、ここでは3つの分野における論点として「基本認識」及び「改革の方向性」をお示ししてございます。なお、3月に閣議決定を行う政

府としての方針には、後で御審議いただきます個別の検討項目に加えまして、この資料の方向性に 示されております内容、考え方を踏まえた文章も盛り込みたいと考えております。

資料の御確認でございますが、資料2に検討項目の一覧がございます。これはこれまでの検討会などでの御審議を踏まえまして、検討項目を整理したものでございます。裏表のコピーになってございますが、2ページ目をごらんいただきますと「中期的検討項目」というものもございます。そちらも含めて整理をしたものでございます。

次にクリップでとめられております、厚い資料3がございます。これが規制・制度改革の検討シートでございまして、例えば一番上にございます「民有林における開発許可の見直し①」、4ページの一番最後に「改革案」というものがございますが、これが各省調整等を踏まえて閣議決定を目指していこうというものでございます。

その後ろに資料4がございますけれども、これはこれまでに開催していただきました個別の検討会の開催状況を添付したものでございます。これらの点につきまして、本日御審議をいただきたいと考えております。

それでは、全体の時間配分もございますので、1分野当たり 35 分程度を目途として、個別検討会の結果を取りまとめ委員から 10 分程度で御報告、御説明をいただき、その後 25 分程度で改革の方向性、検討項目についての意見交換をお願いできればと思います。

それでは、まず再生可能エネルギーの分野につきまして、取りまとめ委員の澤委員から御説明を お願いいたします。

○澤委員 澤です。よろしくお願いします。

再生可能エネルギー検討会の結果報告をさせていだたきます。

12月2日と12月16日の2回にわたって開催をしたわけですが、概要的には改革の方向性と個別検討項目について大きく2つあるわけですが、改革の方向性については、個別項目の中には省エネに貢献するというものも含まれていますが、主に再生可能エネルギーの導入拡大の重要性について議論を行いました。

また個別検討項目については、各省庁への意見照会の回答を受けて、改革案及び改革についての 基本的考え方について議論を行いました。

検討結果なんですが、改革の方向性は先ほど配られている資料に載っているとおりでございますけれども「基本認識」については、エネルギー・セキュリティの確保あるいは地球温暖化問題の解決のための低炭素社会の実現、こうした課題は極めて重要で、それらを解決するには再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠である。そうした関係、更には環境関連市場の成長あるいは雇用機会の創出、そういうことが期待される点も含めて、再生可能エネルギーはあまねく国民に利益をもたらすという点で、極めて公共性が高いものであるという位置づけをしようではないかということで、委員の意見が一致しております。

これは公益性とか公共性とか法律によって少しずつ言葉の使い方は違うんですが、そういったことが認められるものにはいろいろな許可が緩和されるというような法律の立てつけが多い中で、再生可能エネルギーを導入していくための関連設備の設置、こうしたところでの手続緩和が極めて重

要だ。そういうときにまずは重要であるということを全員で確認することが非常に大事だというのが委員の意見でございます。特に再生可能エネルギーの設備の設置について、今、申し上げたような便益を十分に踏まえて優先的な位置づけを与えよう。それによって設備の設置の柔軟化を認める方向で、規制の見直しを行うべきであるというのが極めて強い意見でございました。

個別の検討項目でございますが、再生可能エネルギー分野においては一覧表の中で **23** 項目ありますが、その中で時間の関係もありますので、メインのところだけお話をしたいと思います。

改革の方向性は、今、申し上げたような設備設置の柔軟化の観点で検討したのは番号の1~9と11であります。各委員からはどこでつくったかというような、どういう電源でつくったかというような色がない。そういう意味で送電線と異なっていることとか、発電市場は既に自由化されているなどから、事業主体が一般電気事業者か卸電気事業者か、あるいはその他発電事業者か、こういった事業主体で取扱いが異なるということは問題であるという指摘がなされております。

したがって、改革案としては、先ほど申し上げた再生可能エネルギーの導入の重要性にかんがみて立地規制を柔軟に見直すことにしております。ただし、農地については他のWGもありますが、農地の活性化ということも重要なので、農地の中でも耕作放棄地とかあるいは未利用地を中心とした記載にしております。

なお、農地における開発許可の見直しのうち、ここから落ちているものがあります。農地の開発にあって同意書を取り付ける必要がある、そういう要件が書いてあって、それを見直すべきだとした要望があったわけですが、これはグリーンイノベーション分野にはとどまらない全体で議論すべき課題だという意見が多かったために今回は取り上げず、今後の中期的検討課題とさせていただいております。

また、省エネの観点では 18 番、「下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備」という点があります。いろんな規制がこの中に含まれているわけですが、これまで熱利用という概念については従来の法律で余り想定されていなかったこともありまして、新たにルールメイキングをすべきだというものでございます。改革案の中には関係省庁が連携して実施すると書いておりますが、やはり委員の中ではこれをやるときに内閣府がきちっとリーダーシップをとってフォローアップの主体となっていただきたいという意見がございました。各省に任せているとばらばらになってしまうということで、是非進捗管理を内閣府にお願いしたいということが記載されていると思います。

ほかにも小水力発電などの許可手続の合理化、これは 12 番の河川法の水利権に関するものなどですが、許可手続に膨大な労力を要するに、それを直すために対処方針として周辺環境への影響度を合理的な根拠に基づいてまず基準を明確化して、影響の小さいものについては審査を極力簡素化すべきだ。更に何らかの基準を立てても、担当官の裁量の幅が大き過ぎては余り意味がないので、手続を求めるに当たっては合理的な根拠そのものの裏づけも公表すべきだとしております。

13番の自然公園法に関する手続なども同様でございます。

もう一つ、10番に、「補助金返還義務の見直し」というものがあります。これはいわゆる補助金 適化法と言われるもので、補助金を国が予算として出したときに、その後その補助金を使ってつく ったものなどを売ったことで収益が上がった場合、その収益を返せという補助金の交付要綱をつくることができるとなっていまして、実態上私の経験でもありましたけれども、財務省がその交付要綱をきちんと審査して、ちゃんと収益納付が入っているかとかそういうことをやって、入っていないとだめだという運用があったということで、それを調べてみました。

実際に財務省からはそういうものはないんだ、収益納付はできると書いてあるだけなので、別にやらなければならないと言っているわけではないという回答がペーパーとしてきておりますので、それをきちっと明確化して、もう一度公にアンカリングしてというか、碇をそこで止めておいて、その上で各省が自由にできるということを前提に、今やっている例えば雇用を生み出すための補助金とかそういうものが逆に収益納付の規定が入っていて、事業者の側は不確実性が高いと思って逆に手を出さないというような、補助金でねらった効果が逆に減殺されているような例がないかどうかを各省庁にもちゃんと調べさせて、そういうことがあれば、それをなくするということをやっていくべきだと書いております。

適化法というのは多分全部の補助金に関わってくる話なので、グリーンイノベーションだけの話ではない、大きな広がりを持つ話だと思いますので、ほかのところでも政務官がお気づきになれば、これはどうなっているのかと詰めていただければありがたいと感じております。

検討会の審議内容についてお話をさせていただきましたが、再生可能エネルギーにつきましては、 委員の期待も非常に高く、ほかの法益というものもあるとは思うんですけれども、是非いろんな規 制緩和を積極的に進めていただければと思います。

以上でございます。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、意見交換等をお願いしたいと思います。大体 25 分ぐらいの時間をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

〇渡邊委員 20番の「温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化」について申しあげます。昨今、地方自治体で地球温暖化関連の条例を制定する動きがありますが、作業の重複が生じているので、何とかしてほしいという声が商工会議所にも寄せられております。地域主権という流れの中で、調整しづらいという声も聞いておりますけれども、 CO_2 削減は公害問題のように排出地点を特定し、その地点だけで取組を行うというものではなく、日本全体、ひいては世界全体で取り組むべき問題であると考えております。制度の濫立は企業に不毛な負担を強いるだけでなく、行政にも無駄や非効率を生じさせていると思います。温暖化対策については、地方自治体が条例を濫立して行うのではなくて、国が指導して、その方向性を示していただきたいと思っております。

具体的には改正省エネ法及び温暖化対策法に基づいて、既に一定規模以上の事業者は省エネルギー及び地球温暖化防止に関する中長期計画書と定期報告書を経済産業大臣に毎年提出しておりますので、これを活用して温室効果ガス関連の書類を国と地方自治体で一元化させることを強くお願いしたいと思います。

以上でございます。

○澤委員 答える必要はないかもしれないんですけれども、この案件も勿論検討会では扱いまして、 先ほど御紹介できなかったので補足して申し上げると、今おっしゃったことは、昔、私自身も温対 法あるいは省エネ法に関係したことがあって、省エネ法で出しているデータは温対法で出したこと にするというか、それを共有化するという法律上の調整を図ったところであります。なので、今の 事業者の負担あるいは要望というのは実感としても非常によくわかるものでして、ここでもそうい う議論をしたんですが、自治体というのはそれこそ国が指導して何かをするというのがなかなか難 しい時代です。ただ、調整をするということを国に対してまず言っていこうということで、改革案 では省エネ法、温対法、自治体の条例に関する報告様式の整合性が図られるように国から自治体へ 働きかけを行うべきであるという点が1点。

もう一つは、省エネ法とか温対法などが今後どこかで改正されると思うんですが、そういう改正 時には自治体が独自に条例を制定するに当たっては、事前に所管省庁に協議をすることで調整を図 る旨を規定できないかということを検討してくれとしております。

ということで、おっしゃるように、今後自治体がどんどんつくっていくときに、勝手につくっていいものではないんだというか、調整してやってほしいという要望があるんだということを国からきちっとチェックをしていくということは是非お願いしたいと思っております。

- ○小田審議官 伊藤委員、どうぞ。
- ○伊藤委員 資料1の冒頭の「基本認識」の1行目の記述が間違っています。「我が国は最終消費 エネルギーの8割以上」と書いてありますが、最終エネルギーではその後につながりません。原油、 可燃性天然ガス、石炭というのは最終エネルギーではありません。これは「一次エネルギー供給」 あるいは「一次エネルギー総供給の8割以上」に書き換える必要があると思います。

済みません。指摘だけでございますが、この点の御調整をお願いします。

- ○船矢参事官 御指摘を踏まえて修正させていだたきます。ありがとうございました。
- ○伊藤委員 あと、全体的な内容については、澤委員のおっしゃるとおりというか、私も参加させていただきましたが、全くごもっともでございまして、是非今回の改革案が滞りなく遂行、実行されることを強く祈念いたしたいと思います。
- ○小田審議官 大上委員、どうぞ。
- ○大上委員 議論の中でやはり公益性、公共性の高さということが議論になったと思うんですけれども、これを認知させるためのハードルも相当高いと思うんですが、現状の認知状況というのはどうなんですか。
- ○船矢参事官 ここにページがある個々具体の制度を所管する農林水産省、専ら農林水産省ですが、 一部財務省もあったり、若干国交省もありますが、そういうところがそれを踏まえて個別分野での まさにこの項目について御理解をしていただけるということを期待するというか、これからの折衝 事項になるだろうと思います。
- ○小田審議官 よろしゅうございますか。安念主査から何かございますか。
- ○安念主査 先ほど伊藤先生が滞りなくとおっしゃったけれども、これからが滞る局面でして、幾

つかの所管省庁からは積極的なレスポンスをいただいているところもあって、それはそれでよろしい。

ところが、先ほど澤先生がおっしゃった「財務省としてはそんなことは言っていません」という 回答、この種の回答は間々あるんですが、それは具体的な補助金を所管している省庁にそう伝わっ ているかどうかというのはまた別問題なんです。

それから、「現行法令の中で対応可能です」というレスポンスも幾つもあるんですが、これも現場でそういう対応をしてくれるかというと、これはまた別問題ということがありまして、対応可能とか、我々の認識ではおっしゃるとおりなんです。というお答えが、そのまま我々が考えているような方向性で担当レベルの人々まで動かしているのかとなると、実際にはそうでない場合が間々あるような気がいたします。

今の時点で最終的な出口のところまで全部フォローするということはできませんけれども、例えば今回こういう方向でよろしいとなっても、来年度以降、別組織などをつくっていただいてフォローアップしていかないと、実際にはどの程度の成果が出たのか、つまり伊藤先生の言葉を使えば滞りなく実行されているのかどうかというのは意外に難しい問題だということを経験上感じております。

○小田審議官 それでは、再生可能エネルギーの分野につきましては、伊藤委員から御指摘のあった改革の方向性の部分は手直しをするとして、ほかのところについてはおおむねこれで御了解をいただけた。

それから、個別検討項目は澤委員から御報告がございましたけれども、そちらについてもこういう方向でこれから進めさせていただくということでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、スマートコミュニティ分野について、取りまとめをされました松村委員から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松村委員 「基本認識」については、ここで書かれていることに異議は出ませんでした。このと おりきちんとやっていかなければいけない。

「改革の方向性」については、次世代自動車の普及促進のためのインフラ整備の促進とスマートコミュニティの実現、低炭素エネルギーのインフラ整備という3つの柱に分類して議論しました。

代表的なものを2つ御紹介します。まず次世代自動車の普及のためのインフラ整備の中の電気自動車に関連して、充電設備の設置の弊害になっている1需要地、1契約という発想に関しては、基本的に選択約款で何とか対応できないかという議論になりました。前回も御紹介しましたが、1需要地、1契約のルールはいろんなところに関連しているので、これを原則として変えるべきであるという言い方もあり得たわけですが、現在の料金体系だと大きな弊害が出てくる例も多く存在し、これを口実にして全部止まってしまったら目も当てられないので、限定的な特定の問題に関して柔軟に対応できないのかという格好で対応することにしました。手ぬるいと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私はこれが最も現実的なやり方だと思いますし、この点についてはグループでの合意を得ております。

急速充電器の設置の優遇というかたちでは、かなり難しいかもしれないということをいろんな方から伺ってはいるのですが、いずれにせよ一生懸命考えてグリーンイノベーションの弊害にならないように、いろんなやり方で考えてもらうということが重要だと思いますので、まずこれで投げてみることが重要だと思います。

スマートコミュニティの実現に関して、31番で「特定電気事業制度の見直し」というものを挙げていますが、スマートコミュニティの受け皿となり得る制度であるということを明確に言った上で、いろんなやり方で使い勝手をよくして、スマートコミュニティの受け皿になるようにしてほしい。そのための具体的な案として、外から電気を持ってこられることを可能にしてほしいということを言っております。この点に関しては、一般電気事業者も供給区域外に発電所を持って電気を持ってきているという事実があるわけですから、更に小さな領域のところだけそれがだめだということ自体、合理的な根拠が全くないと思うので、これに関しては一定の前進は出てくると思います。

これに限らずいろんな案件が、現在、電気事業分科会あるいは都市熱部会のワーキンググループなどで動いておりまして、具体的な議論は既に進んでおります。既に進んでおりますが、進んでいるからおまかせという格好でやるとどういう方向にいってしまうのかわからないので、常にどういう方向にいっているのか、私たちが要求するようなアジェンダがちゃんと挙がっているのかということは常にウォッチしていく必要があるとは思いますが、まず第一義的にはここでの議論をいったん要求した上で、分科会などの議論を見守ることになるんだと思います。

以上です。

- ○小田審議官 ありがとうございました。
- ○松村委員 個別検討会で検討ができなかったものが1件ありました。26番の「リチウムイオン電池の取扱いにかかる制度整備」です。これはラベルに関して国際的な規制と整合性をとるということですが、どうやら今年度中にちゃんと対応していただけそうなので、それが書面によって、確実に対応してもらえそうだということが確認できれば、取り下げになる可能性もあります。何もこの件に限らず、対応が確実になったものは取り下げてもいいと思いますが、現在リチウムイオンのラベルに関してはそういう状況です。

それから、25 番に関して経産省から回答があった中で、適正取引ガイドラインへの言及があったのですが、適正取引ガイドラインは経産省と公正取引委員会が共同でやっているものなので、関連する省庁として公正取引委員会を追加しました。

35 番に関しては、ガスの導管事業の道路占有ですが、国交省からの回答の中で経産省と情報提供 について連帯しているという回答がありましたので、ここも対応官庁として経済産業省をつけ加え るという修正をしております。

以上です。

- ○小田審議官 事務局から何か補足があればお願いします。
- ○事務局 補足させていただきます。先ほどの 26 番のリチウムイオン電池の取扱いにつきましては、ラベルの大きさを国際基準で 23 年1月より若干小さめのサイズにすることが決定しております。これにつきまして、現状パブリック・コメント等で開示がされていないものですから、事業者

の方でこの変更が確認できないという要望でございました。

こちらにつきましては、国土交通省の担当窓口に確認したところ、1月の予定で改正を検討している。ただし、現時点では公表していないということでございましたので、きちっと書面で明示を確認できたら、22年度中の措置ということで挙げておいて、取り下げという形にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小田審議官 それは資料3の101ページの改革案とございますが、2つ改革案があるうちの2つ目のものということですか。

- ○事務局 そうです。
- ○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。25 分程度時間をとらせていただいておりますので、大体 10 時半ぐらいまで時間がございます。お願いいたします。いかがでしょうか。 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 これは感想ではないんですけれども、実は今回の低炭素エネルギーの普及に関わるところで、ガス導管に係る占用利用のお話について、たまたまこの2週間ぐらいの間に東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの経営陣の皆様とフランクに意見交換をする機会がございましたので、この件に対する問題意識を確認させていただいてきたんですが、現状ではやはりガス導管の敷設に関して様々な制約があるという認識を各社お持ちであるということで、制約が緩和されれば、今回検討されているような内容における見直しが行われだけでも、導管敷設に関わる合理性がかなり高くなるということについて確認できたということを申し添えたいと思います。

例えばアスファルトで舗装されている農道を占用利用できるだけでも、ガスの導管の敷設ルートをかなり合理的に設定することができる。そのような具体的なお話が出てまいりました。農地そのものを転用するということについては、農業とのバランスの問題で難しいというのは重々理解しているわけでございますけれども、この1点をとってもかなり合理性を発揮できるということが確認できましたので、今回出てきた内容については、今年改定されましたエネルギー基本計画を遂行するという意味でも、これに関わる省庁については積極的に、前向きに取り組んでいただくことを期待したいと存じます。

以上であります。

○小田審議官 ありがとうございました。

ほかに特にございませんか。松村委員、どうぞ。

○松村委員 今、伊藤委員が御発言になった点です。再びガス事業者さんと懇談する機会があったら是非伝えていただきたい点があります。例えば河川の縦断方向への導管敷設の規制緩和をしてほしいと言っている。そうすると、説明無しに聞くと非常識な要求に見えます。実は縦断方向でずっと長く伸ばすということではなくて、ほんのちょっとだけ縦方向に敷設すればすごい大回りをしなくても済むという限定的な状況、どのような理由があっても認めないというルールでは膨大な費用がかかるケースを考えて、こういうことを言っているのだということをいろんな機会にアピールして欲しいと。勿論私たちもやるべきことなですが、私たちは説明を受けて、そういう無体なことを

言っているのではないということは一応理解していても、伊藤さんと私と事務局だけが理解しているだけでは全く無意味なので、もっと世の中にアピールして、そんな無体なことを言っているのではないということを広く説明するよう伝えていただけると助かります。

○伊藤委員 了解いたしました。たまたまそういう方々と意見交換をする機会が多うございますので、この点については積極的にお話をさせていただきたいと思います。

○船矢参事官 今の松村委員の御指摘について、無体なことを云々の発言の源は私なのでちょっと別の意味での誤解を正すために申し上げますと、私が無体と思ったということではなくて、無条件に縦方向を認めろという主張をすると多分河川技術屋の常識からするときっとそう思うだろう。そういうことです。しかも、評価シートの書き方を読むと、そうとも読めるような書き方になっているものですから、そういうことではなくてちゃんと常識はわきまえている範囲の中で、余りにも100%徹底するというのは別の意味で不合理だろうと思うので、そこは少し配慮をお願いしたいという、そういう正しいニュアンスが伝わるようにお願いしたいという趣旨で申し上げました。済みません。失礼いたしました。

- ○小田審議官 事務局、どうぞ。
- ○事務局 今の点で補足です。検討会でそのような御意見がございましたので、資料3のシートの中では、河川の一部を縦断する場合ということで明記させていただいております。
- ○小田審議官 何ページですか。
- ○事務局 改革案ですと **145** ページでございます。一番上の「河川縦断時の埋設許可要件」というところでございます。
- ○船矢参事官 これは私ども事務局の仕事でもあると思いますので、国交省河川局に趣旨が正しく 伝わるように、単に紙だけではなくてコミュニケーションをしたいと思います。
- ○小田審議官 石川委員、どうぞ。
- ○石川委員 これも意見というわけではないですけれども、前回のあれでガス工作物は電気工作物と違って劣遇です。自分が担当していてうっかり忘れていましたけれども、思い出しまして、ガスの場合はなぜそういうことが起こるかというと、平成5年大口供給規制というものを緩和しまして、要するにちょっと専門的ですけれども、供給区域というものがあって、供給区域に規定されていると公益性が担保されてしまう。だから、地域特性が認められて、公共料金でもって料金をお上が見るという体系ですけれども、それを特定のところだけぽんといこうというような緩和をしたんです。そのときにこれは公益導管かという話になった。結論からいうと、ならなかった。なぜかというと、特定の1工場に送るのに公益事業ではない。したがって、公共料金ですということがあって、今15年ぐらい経っているので、それがどこまで進んだかというのはエネ庁に確認する必要があると思います。導管そのものに公益性が与えられたかどうかというのは、法律の体系を見てみないとね。その後、平成10年に改正されている。このとき私も参画したけれども、その後にもう一回改正されているんです。そのときにガス導管の位置づけを、国交省の間でひょっとしたら何かやっている可能性があるんです。昔で言うところの覚え書きみたいなもので、それを確認する必要があるということです。

なぜ電気はそれがないかというと、電気は富士山のてっぺんを除いて全部供給区域なので、そういう問題が発生しない。したがって、差が当然出てしまう。こういうことを思い出しましたので、ここで発言させていただきました。

○小田審議官 ありがとうございました。

特にほかは御意見ございませんか。安念主査は何かございますか。

○安念主査 この分野は率直に言って難しいです。松村先生始め伊藤先生、大上先生、澤先生、皆さん御専門家でいらっしゃるものですから幸いなんですけれども、私のような素人は聞いていても、率直に言って幾つかのテーマについてはこの人たちは何の話をしているのかというところがございまして、よくわからなかった。主査がそんなことを言ってはいけないんですけれども、正直にいってそうです。私の不勉強でお恥ずかしい話なんですが、なかなか難しい話であることはたしかである上に、今までは大体法令に規制の根拠があるんですが、この分野は法令だけではなくて電気事業者が経済産業大臣の認可を得て定めている供給約款にも踏み込まなければいけない部分が間々あるものですから、ますます専門性が高いのです。この中の幾つかのアイテムが重要なことは言うまでもないんですが、世間に訴えかけるには何のためにこういう規制・制度改革をやらなければならないのか、かつ、これをやるとどういういいことがあるのか、ということをわかりやすい形でアピールしていくのが効果的だろうと思います。私を含め一般の人間にすとんと腑に落ちる話ばかりではないので、そこの打ち出しのわかりやすさというのは、今後普及していく意味で重要であると感じた次第でございます。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、スマートコミュニティの分野の基本認識、改革の方向性という資料1の内容、個別検 討項目につきましては、おおむねこの方向で今後も進めていくということでよろしゅうございます ね。ありがとうございます。

どうぞ。

○船矢参事官 済みません。ちょっと次の議題に移る前に1点、先ほどの再生可能エネルギーに戻りますけれども、澤委員が御説明いたしました「補助金返還義務の見直し」のところでありますが、資料3の42ページで改革案が示されております。その中で補助金の目的外利用であるとか、収益が生じた場合の返還という規定については、法律上あくまでできるとなっているわけです。「ねばならない」ということではないにもかかわらず、現実を見ると一律的に「ねばならない」的な運用がされているのではないかという問題についてですが、これについてはポツが2つありまして、上の方について、趣旨はあくまでできる規定なので、それぞれの補助金を所管する各省の判断で場合によっては求める、場合によっては求めないという判断ができる。一律に必ず求めなければいけないということについては、我々が今年度中に目指す閣議決定でその原則自体を決めてしまおう。あるいは確認をしようと思いますので、ここで平成23年度中措置とありますが、そうではなくて22年度中措置ということでやるべきという方向で、たしか個別検討会では議論していたと認識しておりますので、そこは訂正をさせていただきます。その上で、その後のフォローアップというのは確かに23年度の措置だろうと思いますので、1点訂正をさせていただきます。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、続きまして、3Rの分野について、取りまとめ御担当の佐藤委員からお願いしいたい と思います。

○佐藤委員 3 R検討会の結果を御報告いたします。

3 Rの検討会は 12 月 3 日と 12 月 14 日の 2 回開かれました。

改革の方向性については、不法投棄の防止は必要であるけれども、それと同時に3Rを促進して 循環型社会を構築するということの重要性について議論を行いました。

個別の検討項目については、各省庁からの意見照会回答を受けて、改革案及び改革についての基本的な考え方について議論を行いました。

検討結果についてですが、まず「基本認識」について、お手持ちの資料1の3枚目をごらんいただきいと思います。世界的な資源制約が顕在化しつつある昨今において、循環型社会を形成するということの重要性、低炭素社会の実現に向けて相乗効果を発揮する仕組みが重要であるということです。特に持続可能な社会を構築するということにおいて、循環資源の回収や処分を効率的・効果的に行うことでリサイクル産業を成長させることが重要だということで、委員の意見が一致しました。

「改革の方向性」については、3 Rの推進において関係者すべてが自分の判断で3 Rに取り組む。 効率的・効果的な手法をもっと促進すべきであるということが話し合われました。特に企業グループでの産業廃棄物を自ら処理する。これは親会社、子会社、販社、そういうところが手を携えているいろな取組をするということをもう少し促進することが必要ではないかということが話し合われました。

また、どうしても廃棄物の分野では不適正処理を防止するという観点で、廃棄物の範囲を広くとろう、自ら処理をできるだけ限定しようという方向性が省庁の方ではやや見られるわけですが、このような方向では、資源の循環的な利用ができない場合があります。特に原油価格の高騰とか市場の変化によっては価格が固定できないという問題については、どうしても運賃を考慮すると売買価格がマイナスであるということが発生してしまいまして、これだと廃棄物にいつまでも扱われるという危険があります。一定の条件の下で、価格の変動に影響されず、継続的な循環利用ができるということが重要ではないかということが挙げられました。特に木質バイオマスやリサイクル品の利用可能なもの、ガラスカレット、鉄鋼スラグ等については、もう少し利用の場を広げるべきではないか。これが最終処分場の逼迫な状況にも対応すると思っております。

それから、産業廃棄物の処理業者の健全な発展を図るためには、過度な規制によって独創的な創 意工夫による処理が阻害されていることがあるではないかということで、バランスのとれた政策を 進める必要があるということで、委員の意見が一致いたしました。

個別検討項目については、資料2でお配りしている個別検討項目のうち 40 番以下が3Rの関係の検討項目になります。非常に項目が多いということと、中期的な検討項目もかなり挙げられているということでございます。

改革案を検討しまして、環境省に意見照会をしましたが、難しいという回答が多いという現状で

ございまして、今後もそんなに簡単にはいかない。スマートコミュニティの方面に比べれば道は遠 いという感じが正直しております。

その中でも今後どういうふうにいくかということですけれども、例えば 42 番、企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の問題については、特に産業界からの要望が強いと感じております。決して不適正なことをしようということではなくて、あくまで 3 R を促進したい、これが非常に効率的であるということをもう少し理解していただきたいと思っております。

50 番、51 番の「リサイクル品の活用促進」という問題がございますが、これは既にリサイクル された製品がなかなか廃棄物から卒業できないという問題であり、環境省にもう少し理解をいただ きたいということであります。

それから、廃棄物の3Rとは少し経路が違いますが、62番の自然的原因による汚染土壌の取扱いも、平成22年に環境省の通知によって突然自然的原因による汚染土壌が土壌汚染対策法の対象になると変えられた。これによって法律の対象範囲が非常に大きくなった。日本は火山国ですので、一定の重金属が存在するというのは通常の地層に多く見られるところです。日本の国土の通常な地層を土壌汚染対策法の対象にするのは国土の健全な利用、土地利用の促進ということから考えていかがなものかという理由で、この点についても意見を述べているところであります。

その他項目がたくさんありますが、廃棄物収集運搬の効率化、例えば 47 番の鉄道や船舶による静脈物流の効率化、44 番の「動脈物流を活用した食品リサイクルの促進」、56 番、57 番の委託契約書とマニフェストの運用の文書管理があまりに過度ではないかという問題についても取り上げている次第であります。PCBの問題も国際基準とは非常に離れているということで、61 番として取り上げてあります。

以上についてとりあえず私から報告いたします。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 昨日、北九州市に1日ずっといて、廃棄物処理、あそこはエコタウンというものがあるので、そういうことをいろいろ話していたんですが、環境省の方で和製静脈メジャーを育成するということでいろいろ計画もあるし、来年度の予算を立てている。そういうことでいろいろ話があると言っているんです。

一方で、今回の環境省の回答を見ると、基本的には廃棄物処理業者というのは悪い奴だ。悪い奴らだからがんじがらめに管理しなければいけない。ということは、大規模化とかそういうものを阻害するような規制なり法律なりがたくさんあるわけです。そういうものに対して、一歩たりともそこは信念として譲らないという考え方が回答として見てとれるんです。

そういう中で、日本の静脈メジャーを目指すような会社というのは、日本国内で活動の基盤をつくろうとしても事実上それは難しいので、インドネシアとか中国などに行って大規模化を図っているという状況があります。

これは明らかに国の政策と環境省の政策の中で二重に矛盾があると思います。そういう問題とい

うのはエネルギー政策などもそうかもしれないけれども、ここのところが私は一番大きいのではないかと思っておりまして、そこをどう突破するかというのはやはり政治的な力というもので、ここは何とかしていただけないかという思いがあるのが1つです。

もう一つは、ラウンドテーブルのような形で環境省の規制の担当の分野のそれぞれに恐らくでんと居座っている方が、信念を曲げない方々がいらっしゃると思います。信念を曲げない方々と国策、あるいは環境省の政策ということであなた方はどう考えるのかという議論を本当にしてみたいという思いを常々温めておるわけですが、昨日、現場の話を聞いて改めてその思いを強くいたしました。是非そのような機会をつくっていただくように検討願えないかと思います。

○佐藤委員 おっしゃるとおりでありまして、廃棄物処理業者が社会の重要な役割を担っている。 そして、廃棄物を処理するだけではなくて、現在は循環資源を社会にもう一度還元しているという 位置づけをもう少し理解していただきたいと思います。また廃棄物処理法は一般廃棄物と産業廃棄 物という物質特性に合わない区分をしているわけです。同じ物質であるにもかかわらず、区分が異 なるため効率的な処理や有効利用ができない。市町村の考え方と県の考え方が違う。広域的な処理 が困難であるという問題があります。排出者の目が届かなくなるとか、受け入れ自治体に環境負荷 があるということで、広域移動を悪いことだという価値観が一部にあるわけです。一般廃棄物と産 業廃棄物の区分を徹底し、広域移動は認めないとすると、静脈産業は育たないわけです。ここをど うするかが非常に重要だと私は思っております。

○小田審議官 福島委員、どうぞ。

○福島委員 先ほど大上先生がおっしゃったことに全く同感でして、実は経団連に環境省の部長さん方が何人か来て、ちょっと人数が多過ぎて懇談にならなかったんですけれども、その場で産業界の要望として静脈物流、静脈産業を育てていく。静脈物流、動脈物流とありますけれども、どちらを使ってもいいようにしてほしいという1つの希望を申しました。

それから、循環型社会は日本の土地、エリアだけでは完結しませんということを申し上げて、日本では廃棄物という定義なんですけれども、考えによっては他産業で資源として再利用できるわけです。これが廃棄物という総合的な判断の下に輸出のお話を持っていっても一切通らない。半年、1年もやっている案件が幾つかあるんですが、1年もやると疲れてしまって、もうやめろとなります。そこばかりにエネルギーを会社として使っているわけにはいかない。別の道を探ろうということで、アジア地区で3Rだとか循環型社会というものを考えるような産業が幾つか出てきて、それに非常にネックになっているのが通関時の環境省の見解等々なんです。品物の値段とフレートです。フレートが勝っているからマイナスではないか。これは佐藤先生も何回もおっしゃっていますが、その辺をクリアーしないと日本の産業はなかなか育たないのではないか。

産業構造は随分変わってきていますけれども、鉄鋼は1億1,000万トンぐらい今年も生産するでしょうし、電力消費量もちょっと落ちていましたが、やはり火力発電所から出る石炭灰はかなりの量があるわけです。これを埋め立てる土地を持っておられる電力会社さんはいいんですけれども、そうでない電力会社さんも半分ぐらいある。どうするのか。そこの解決策が出せないし、それを何とかクリアーしようとするといろんな法の規制の障壁がある。性悪説で取り締まられたら、日本の

こういう産業は外へリークしていく。日本の国力を強くするための規制緩和などで一定の条件の下に、今後個別で少しずつ突破していって、実績をつくるようなやり方も総合的に一定の条件の下に認めてくださいというのもちょっと不可能だという気がしておりますので、そういう面でもこういう場で要望していきたいと思いますし、是非ラウンドテーブルで、限られた少ない人数でもいいですから、こういうことを繰り返し要望して実現していただきたい。これは要望でございます。以上です。

○小田審議官 大上委員、どうぞ。

○大上委員 もう一点だけ悪乗りして、今、私は内航海運の今後をどうするか、船腹調整事業もそうですし、あるいは海運そのものが右肩下がりで死にそうな業界なんです。それが更に追い詰められて、取引先区分と見て、先週は不良区分が急増しているわけです。内航海運が鉄だとか石油だとかローマテリアルを運んでいるわけですけれども、こういうものは当たり前ですが、日本は右肩下がりなんです。

物流として新たに取り組む対象はないのかというと、廃棄物があるわけです。そういうものを検討しようかというと、いやいやといって、我々船会社というのは悪いことをする奴だということで、すぐに捨ててしまう、海洋に不法投棄する悪い奴らだという認識ですから、規制ががんじがらめですといって、確かに見てみるとこの中にも 47 番、船舶とか鉄道輸送の制約というのが非常に大きいわけです。こういう問題は何とか解きほぐして解決していかないと、異常な非効率が起こります。環境省という分野と国土交通省の内航海運という分野で方向性の異なる事象が利害相反しているわけでして、やはりこういう問題は真に解決すべき問題として真剣に取り組んでいかなければいけないのではないかと改めて思うところです。

○小田審議官 ありがとうございました。

伊東千秋委員、何かございますか。

○伊東委員 私も CO_2 削減、そのための再生可能エネルギーの安全保障という、 CO_2 絡みの環境問題を議論していくと、必ず別な環境問題とぶつかるんです。トレードオフになっている。今、皆さんおっしゃったことと同じことで、どちらをどう優先するんだというバランス感覚を持たないと、要するに虻蜂取らずで、例えば一番簡単な例でいうと、太陽光発電と言っているんだけれども、日本の太陽光発電、シリコンベースは勝てない。アメリカと中国はもうカドミウムとテルルでやっているわけですから、値段が 10 分の 1 ぐらいなんです。ところが、日本でくると、カドミウムと聞いただけでやめてとなる。だけれども、そういう毒性の強いものをどうやってうまく技術でコントロールして抑え込んで、人類の発展のために役立たせるかという、逆にいうとそこがテクノロジーだと思います。そういう配慮が全くなくて、子どもじみていて全然話にならない。そういう意味ではグリーンイノベーションということは、場合によってはある種の環境問題に挑戦していかないと先が見えないという矛盾の解決に関わらないといけないと常々思っていて、今の皆さんの御意見とまさに同感です。

○小田審議官 ありがとうございました。

何人かの方から環境省とも話をという御提案がございました。どういう格好でできるかも含めて

考えさせていただきいと思います。

特にほかに御意見ございませんでしょうか。

安念主査、最後にお願いします。

○安念主査 ありがとうございます。

この分野は佐藤先生にとりまとめをお願いしたばかりでなく、当初は佐藤先生からもっとたくさんのアイデアがございました。そうなんですが、時間的、人的、その他いろいろな制約があるものですから、幾つもある非常に興味深いアイテムの中から更に佐藤先生に精選をいただいたという経緯がございますので、その点のお骨折りに対しても敬意を表したいと思うところでございます。

既に、今、何人かの委員の方々から御指摘がございましたように、この世界はある種の特殊なパーセプションがあるということが私もよくわかりました。つまり廃棄物の範囲をできるだけ広くとろう、廃棄物の流れの川上から川下まで全流れを把握しておきたい。また、その流れに関わる事業者を完全に把握しておきたい。ある種の完璧主義がありまして、それが話を難しくしている。勿論気持ちはわかるんです。豊島の例があるでしょう、あるいは御嵩町の町長さんは命を落としかけたでしょう、あんなことが起きてはどうするんですか、という気持ちはよくわかるんですが、それをずっと言っていると、既に御指摘のようにインダストリーは全然起きない。そういうことははっきりしていると思います。

今回の私どものいろんな提案は、ただ緩和しろとか、ただ解除しろということを言っているのではないので、必ず何かしらの保障措置と申しますか、代替措置あるいは補完措置を言った上でこうしてくださいということを言っておりますので、何もそのような御心配をいただく必要はないんだということを大いに世間に御理解をいただくように努力をしなければならないと痛感したところでございます。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、3Rの分野につきましても、基本認識、改革の方向性、取り上げていただきました個別検討項目、改革案、おおむねこういう方向でこれからも進めさせていただくということでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

園田主査が席を外されておられる間、3つの分野についてそれぞれ御審議をいただきまして、資料1の「改革の方向性」「基本認識」及び資料3の個別の検討項目、それぞれ事前の検討会での御審議を踏まえて、今後このWGとして、この方向でこれからも進めていくということでおおむね御了解をいただけたということでございますので、このセッションとして最後に何かございましたら、お願いいたします。

○園田主査 ありがとうございました。ちょっと席を外しておりまして、大変失礼いたしました。 委員の皆様方には御熱心な御論議をいただきまして、御審議をいただきまして、誠にありがとう ございます。

安念主査から先ほどお話がありましたように、国民の利便性、安全性をしっかりと担保しながら 前に進めていくんだという皆様方の御意見は、私どももそのように進めさせていただきたいと思っ ておるところでございます。 今、基本認識、改革の方向性、検討項目についても一定の御理解をいただいた、御認識を共有していただいたと思いました。ありがとうございます。何度となく個別検討会であるとか分科会、WGの中でも御論議をいただきまして、本日まで行っていただきまして、この方向性をもって来年1月に開かれます分科会に御報告をさせていただくということで、今度はこの検討項目に従って各省との折衝も含めて、これからいよいよ成果を上げるというか、実現に向けての第一歩を踏み出すことになろうと思っております。

今後とも委員の皆様方の御審議、引き続きの御助力をお願い申し上げて、まずは御礼のごあいさ つとさせていただきます。ありがとうございます。

○小田審議官 ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題「3. 既定事項のフォローアップについて」 でございます。資料5でございますけれども、事務局から説明をいたします。

○船矢参事官 審議項目の今までの検討と並んで、既にこれまで過去1年間の閣議で決定をされま した規制・制度改革項目のその後の各省の取組状況、検討状況、実施状況についてフォローアップ をしていくことが重要でございます。

昨年 12 月の経済対策で若干の規制改革を閣議決定したところですが、その後、第1クールの6月、9月の経済対策、10月の経済対策という過去1年間の閣議決定ものについての 11月 30日時点での検討状況、実施状況を各省庁に照会いたしまして、文書で回答をいただいたところでございます。

これらの閣議決定項目は、平成 22 年度中に措置をする、あるいは検討し結論を得る、物によっては 23 年度以降という期限になっているものもございますので、今年 11 月 30 日時点ということでいいますと、まだ検討中でありますという回答が多いです。若干は既に措置済みというものもありますけれども、そういう状況であります。

我々としては各省任せにせずに、もともと閣議決定が目指していた方向でしっかり検討が行われているかどうかということを確認し、またそうでない場合にはそうなるように促すという意味も込めまして、特に重要なもの、関心が高いものについては1月から3月にかけてヒアリングを行いたいと思っております。

ヒアリングの項目については、ここに何十項目も閣議決定がありますが、さすがに全部というわけにはいきませんので、厳選をしたいと思っておりまして、具体的にどの項目にするかについては、両主査にお諮りをして、主査の御判断で選定をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ヒアリングの方法でございますけれども、先ほどの大上委員からの御指摘とも若干関係をしておりますが、こういう大きな場で呼んでやると、どうしても建前論に終始してじっくりと忌憚のない、率直なお話が聞けない可能性もありますので、やり方はまた両主査に御相談をしながら、イメージとしては分野別、項目別に担当を決めて、委員の中で小人数で担当省の課長を呼んで、和やかな雰囲気で行うということだろうと思いますが、これも主査に御相談をしたいと思います。

それと併せて、先ほど大上委員から御提案のあったことですが、これはフォローアップというよ

りは今後の新規事項について忌憚のない意見交換をするということも、同じような場を活用してやったらどうかと思っておりますので、大上委員の御提案も踏まえて、そういうことも含めてやることについて、具体的なやり方を検討させていただきたいと思います。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございました。

現在の事務局からの説明について、特に何か御質問等ございますか。よろしゅうございますか。 それでは、続きまして、最後の議題「4.今後のスケジュール」につきまして、事務局から御報 告いたします。

○船矢参事官 資料 6 に書いておりますように、1月に入りますと、18日に第8回、WGの結論と書いておりますが、これは仮置きでありまして、今日の議論を見ますと、大体 3 つの分野とも方向性が出ましたので、あえて一堂に会して再度WGを行う必要があるのかどうかというと、ないかもしれませんので、またこれも主査にお諮りをいたしますけれども、一応これは仮置きということで置いておるところでございます。

26日には規制・制度改革に関する分科会、本体が開かれますので、3つのWGの報告をしつつ、報告書の取りまとめということになっております。ただ、取りまとめといいましても、これで動かないということではありません。その後、2月、3月と政務三役折衝を中心に各省調整をして、その調整の結果を閣議決定する。あるいは報告書自体も各省調整の結果を踏まえたり、あるいはその間のいろんな事情も踏まえて若干書き込みをしたりすることもあろうかと思いますので、1月 26日取りまとめというのは取りまとめ案といいますか、仮の取りまとめという性格になろうかと思います。

あと、行政刷新会議という上部組織がございますので、そこには結果を事後的に報告するという プロセスもございます。

それと併せまして、1月から3月にかけて、先ほど申し上げましたとおり、既定事項のフォローアップのヒアリングをやるということでありまして、これについても先ほどの重要な事項については単に事務的にフォローアップしてやっていますとか、まだですとかという印をつけるということではなくて、閣議なり報告書の中で特出しをして、3月末時点ではこうなりましたということもまた盛り込むような形につなげていきたいと思っております。

いずれにしても下の注にあるように、あくまでも今日時点での予定でありますので、今後の状況 等により変更することもあり得るということを申し添えておきます。

以上です。

○小田審議官 ありがとうございました。

今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。よろしゅうございますか。 補足をお願いします。

○事務局 済みません。1点事務的なところで申し訳ございません。資料2ですけれども、25番と 35番につきまして、先ほど松村委員からスマートコミュニティ関係のところで、規制評価シートの 追加送付を行ったという旨の御報告をいただきました。

これをもちまして、関係府省庁の欄ですが、25番の経済産業省というところに公正取引委員会、 35番の国土交通省のところに経済産業省を加えた形とさせていただきたいと思います。よろしくお 願いいたします。

以上です。

○小田審議官 予定の時間よりも早い時間ではございますが、本日の議論はここまでとさせていた だきたいと思います。

最後に安念主査から何かございますか。よろしゅうございますか。

- ○安念主査 特にございません。
- ○小田審議官 園田主査から最後に何かございますか。
- ○園田主査 本当にありがとうございました。これで固まったわけでございますので、ここからいよいよ成果を上げるべくしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

最初に申し上げておったわけでございますが、私どもの政務三役の役割、政治主導ということからすると、委員の皆様方からの高い御期待をいただいているところでございます。そういった意味では、これまでの御議論と先生方の御知見がなければ、協力体制といいますか、一致協力した体制をもって行うのが私は成果を上げるための近道になっていくものだと考えておるところでございます。

先ほどお話がありましたけれども、どういう形であれば国民の皆さんに御納得と安心をしていただける規制改革というか、そういう制度改革へつなげることができるのかというところを、多方面からのさらなる知見と御検討をお願いさせていただきたいと思っておりまして、またそれを受けて私どもも全力を挙げていく所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げて、御礼のごあいさつにかえたいと思います。

本日も本当にありがとうございました。

○小田審議官 どうもありがとうございました。

以上